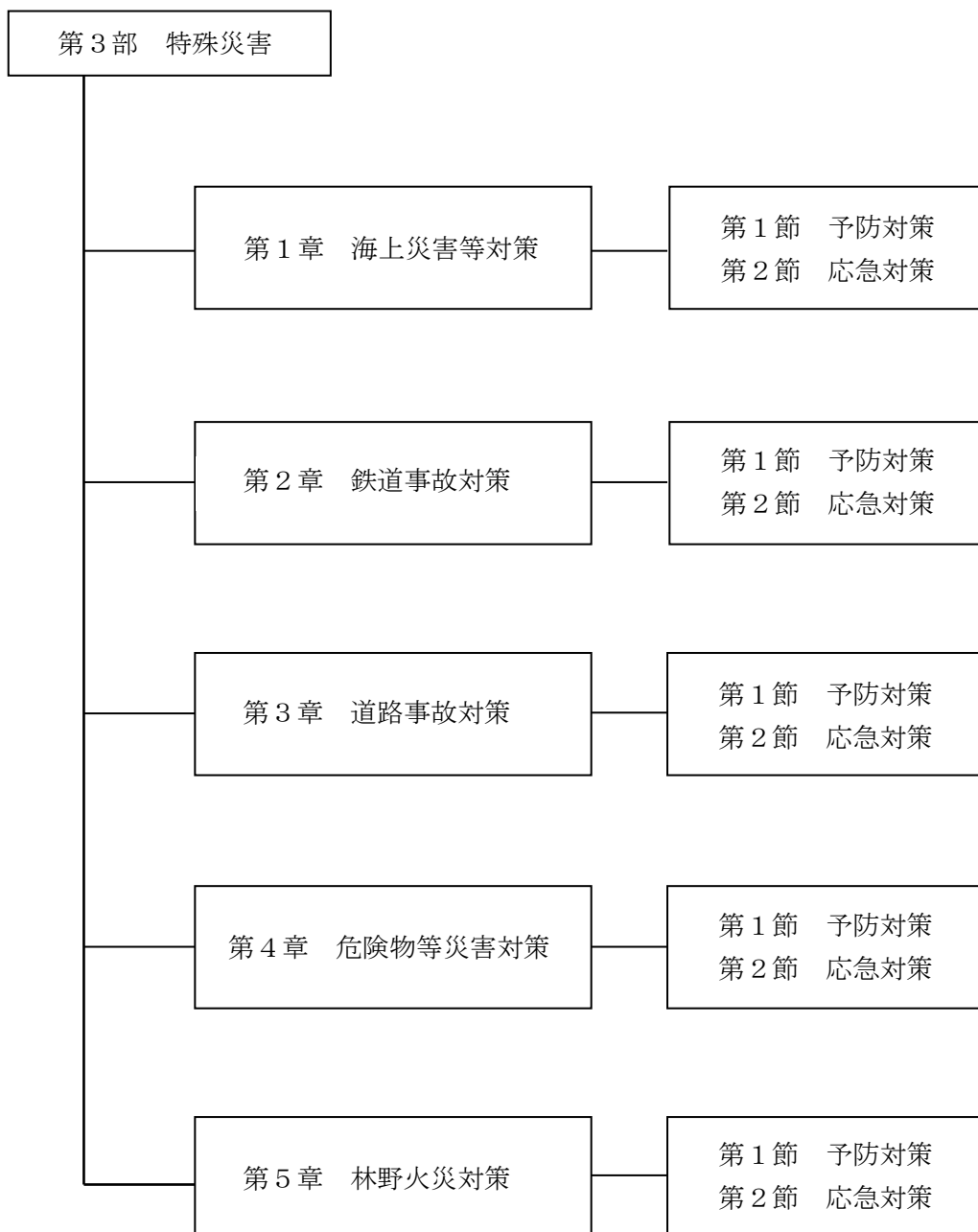


第 3 部 特殊災害



第3部 特殊災害

第1章 海上災害等対策

船舶の衝突，座礁，転覆，火災，爆発，浸水，機関故障等の海難の発生による多数の遭難者，行方不明者，死傷者の発生，又は危険物等の大量流出等による著しい海洋汚染，火災，爆発等の発生といった海上災害に対し，市をはじめとする防災関係機関がとるべき対策を定める。

第1節 予防対策〔実施責任者：全部〕

第1 海上災害対策

1 災害情報の収集・連絡体制の整備

- (1) 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制を整備する。
- (2) 災害時における緊急連絡体制を確保するため，平常時から通信設備の整備，充実に努める。

具体的な内容等については，一般災害対策編第1部第2章第2節「通信・広報体制（機器等）の整備」を準用する。

2 防災組織の整備

- (1) 応急活動実施体制の整備
- (2) 防災組織相互の連携体制の整備
- (3) 広域応援体制の整備

具体的な内容等については，一般災害対策編第1部第2章第1節「防災組織の整備」を準用する。

3 防災資機材の整備

大規模な海難等の事故が発生した場合に，捜索，救助・救急活動を迅速かつ的確に実施するため，防災資機材の整備に努める。

4 医療活動体制の整備

具体的な内容等については，一般災害対策編第1部第2章第9節「医療体制の整備」を準用する。

5 緊急輸送活動の整備

具体的な内容等については，一般災害対策編第1部第2章第7節「交通確保体制の整備」を準用する。

6 防災訓練の実施

- (1) 市は、消防、警察等、その他防災関係機関と、相互に連携した訓練を実施するものとする。
- (2) 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じて体制等の改善を行う。

第2節 応急対策〔実施責任者：全部〕

第1 海上災害対策

1 被害情報等の連絡

(1) 関係事業者

海上災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合、関係事業者は、事故発生
の状況、被害の状況等を速やかに第十管区海上保安本部に連絡するものとする。

(2) 海上保安部

ア 海上災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合、海上保安部署は、市及
び関係機関へ連絡するものとする。

イ 海上保安部署は、必要に応じ巡視船艇、航空機等による目視、写真撮影等による
情報収集を行い、被害規模の把握を行うものとする。

ウ 海上保安部署は、被害の状況、活動体制、応急対策の活動状況を防災関係機関に
連絡する。

(3) 市から県への報告

市は、市の区域内に被害が発生したときは、人的被害の状況等の情報を収集し、被
害規模の把握に努め、これらの被害情報を県に報告する。

2 活動体制の確立

市、消防機関等、防災関係機関は、災害の状況・規模に応じ、又は県の体制等を踏ま
え、災害応急対策のため必要な体制を確立する。

3 防災関係機関の連携体制

海上災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、防災関係機関相互の連
絡を緊密にし、円滑に災害対策を実施する必要があるときは、現地に現地連絡調整所を
設置するとともに、現地連絡調整所に対する指示や広報・被災者対策等、総合調整を実
施するため連絡調整会議を設置し、防災関係機関の連携体制を確立する。

(1) 連絡調整会議

県は、第十管区海上保安本部と協議の上、連絡調整会議を設置する以下に掲げる関
係機関は、連絡調整会議に防災責任者等を派遣し、現地連絡調整所における調整事項
の指示等を行い、円滑な応急対策の調整を図るものとする。

なお、設置場所は、県及び第十管区海上保安部が協議し決定する。

関	係	機	関
(1)	九州運輸局鹿児島運輸支局	(7)	事故関係事業者
(2)	自衛隊	(8)	医師会
(3)	鹿児島県	(9)	県警察
(4)	関係市町村	(10)	消防機関
(5)	日本赤十字社鹿児島県支部	(11)	その他関係機関・団体
(6)	第十管区海上保安本部		

(2) 現地連絡調整所

ア 設置

海上保安本部等からの負傷者の状況等の情報に基づき、現場での捜索、救助・救急、医療及び消火活動等応急対策に携わる各機関の情報の共有化を図り、応急対策や広報・被災者対策を円滑に実施する必要がある場合、県及び関係市町村が協議の上、関係市町村が現地連絡所を設置する。

イ 運営等

現地連絡調整所の設置者、設置場所、参集機関、運営方法、応急対策等については、県の「海上災害に伴う相互連携マニュアル」（平成18年12月策定）による。

4 実施事項

県及び市の実施事項は、以下のとおりである。

- (1) 海上災害応急対策の実施（被災者の救助、医療、輸送、感染症予防及び保護等）
- (2) 調整本部における調整事項の実施
- (3) その他の災害応急対策

5 捜索、救助・救急活動

- (1) 船舶の事故が発生したときは、海上保安部、消防、警察等は、船舶及び航空機等、多様な手段を活用し、相互に連携して捜索を実施するものとする。
- (2) 事故関係事業者は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努めるとともに、救助・救急活動を実施する各機関に可能な限り協力するものとする。

6 消火活動

(1) 海上保安部等による消火活動

ア 海上保安部又は消防機関は、船舶の火災を知った場合は、相互に直ちにその旨を通報するものとする。

イ 関係事業者、防災組織等は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

ウ 海上保安部署は、速やかに火災発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

(2) 消防機関による消火活動

ア 消防機関は、速やかに沿岸部等の火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

イ 発生現場以外の市町村は、発生現場の市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

7 広域的な応援体制

具体的な内容等については、一般災害対策編第2部第1章第4節「広域応援体制」を準用する。

第2 海上流出油災害対策

1 活動体制の確立

(1) 連絡調整本部の設置

第十管区海上保安本部に連絡調整本部（以下「調整本部」という。）を設置する。
関係機関は、調整本部に防災責任者を派遣し、相互の連絡を密にして対策の調整を図るものとする。

なお、調整本部の設置の時期は、海上保安庁に警戒本部が設置されたときとする。

関	係	機	関
ア	鹿児島地方気象台	ケ	鹿児島湾・志布志湾排出油防除協議会
イ	九州運輸局鹿児島運輸支局	コ	鹿児島県西部排出油防除協議会
ウ	陸上自衛隊第12普通科連隊	サ	薩摩半島南部地区排出油防除協議会
エ	海上自衛隊第1航空群	シ	奄美郡島排出油防除協議会
オ	鹿児島県	ス	事故関係企業
カ	鹿児島県警察本部	セ	その他関係機関
キ	関係市町村		
ク	日本赤十字社鹿児島県支部		

(2) 市その他の防災関係機関の組織

市においては、関係市町村、関係漁業協同組合、関係消防機関、県機関等、災害対策のために必要な組織を確立する。

2 実施事項

(1) 市の実施事項は、以下のとおりである。

- ア 漂着油の状況把握
- イ 沿岸住民に対する災害情報の周知、広報
- ウ 沿岸住民に対する火気使用の制限、危険防止のための措置
- エ 沿岸及び地先海面の警戒
- オ 沿岸住民に対する避難の指示又は勧告
- カ ふ頭又は岸壁にけい留中の船舶の火災の消火活動及び延焼防止
- キ 沿岸地域の火災の消火活動及び延焼防止
- ク 漂着油の除去措置
- ケ 回収した油の処分
- コ 海上保安部等関係機関からの要請に対する流出油防除資機材等の協力
- サ その他海上保安部の行う応急対策への協力

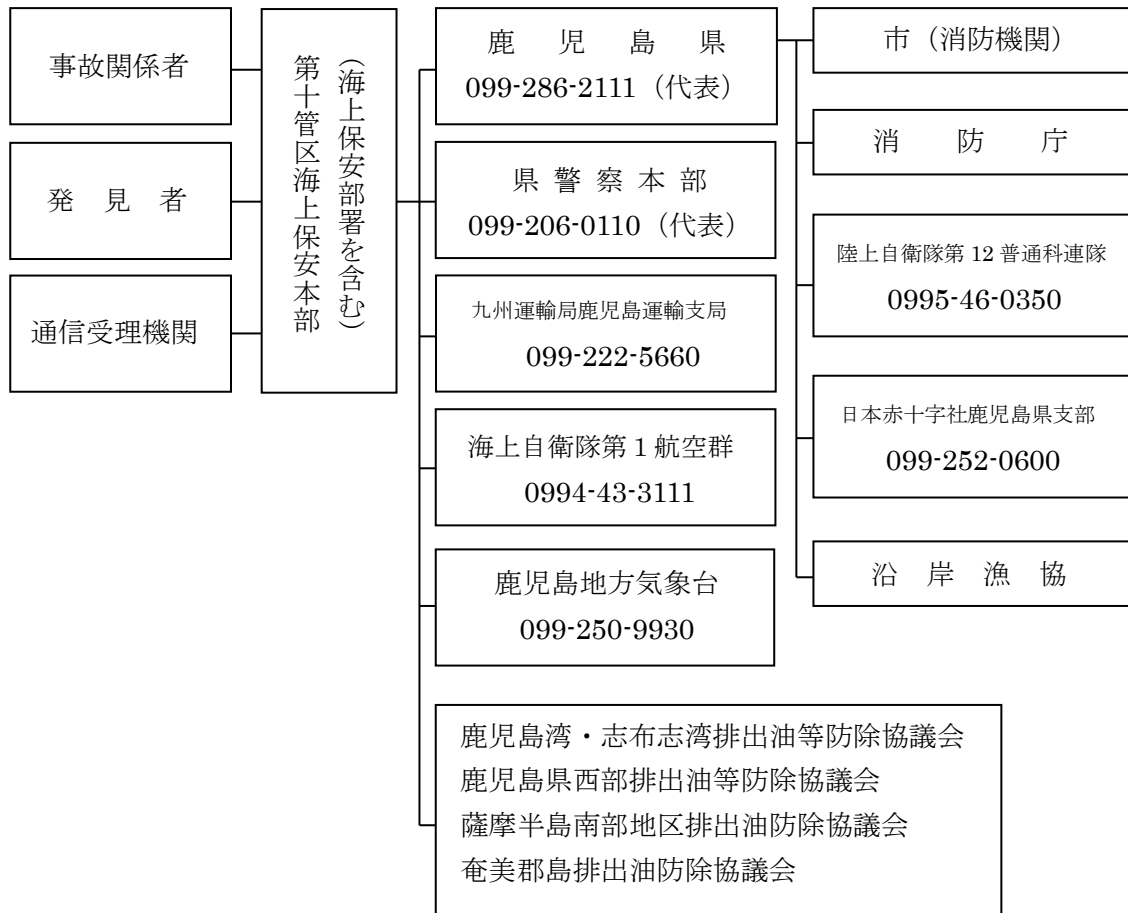
(2) 南九州市社会福祉協議会

- ア ボランティアの受付・登録及び健康上の配慮の周知
- イ ボランティア活動に関する関係機関団体との連絡調整

(3) 関係漁協、その他の関係機関、団体

自らの防災対策を講ずるとともに、他の機関から協力を求められた場合及び状況により必要と認めた場合は、海上保安部、その他関係機関の応急対策に協力するものとする。

(4) 情報連絡体制



管区本部及び海上保安部	第十管区海上保安本部	099-250-9801 (運用司令センター)
	鹿児島海上保安部	099-222-6681 (警備救難課)
	指宿海上保安署	0993-34-1000
	喜入海上保安署	09934-5-0125
	志布志海上保安署	099-472-4999
	串木野海上保安部	0996-32-3592 (警備救難課)
	奄美海上保安部	0997-52-5812 (警備救難課)
	古仁屋海上保安署	0997-72-2999

3 被害情報等の連絡

(1) 関係事業者

海上災害が発生した場合、又は発生するおそれのある場合、関係事業者等は、事故発生状況、被害状況等を速やかに第十管区海上保安本部に連絡する。

(2) 第十管区海上保安本部 (海上保安部署)

ア 海上災害が発生した場合、又は発生するおそれのある場合、第十管区海上保安本部 (海上保安部署を含む) は県、市、消防、警察等防災関係機関に連絡する。

イ 第十管区海上保安本部（海上保安部署を含む）は、必要に応じ巡視船艇、航空機等による目視、写真撮影等による情報収集を行い、被害規模の把握を行うものとする。

ウ 第十管区海上保安本部（海上保安部署を含む）は、被害の状況、活動体制、応急対策の活動状況を防災関係機関に連絡する。

(3) 市

市は、市区域内に被害が発生したときは、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの被害情報を県に報告する。

4 広域的な応援体制

具体的な内容等については、一般災害対策編第2部第1章第4節「広域応援体制」を準用する。

5 一般船舶・沿岸住民への周知

(1) 一般船舶への周知

防災関係機関は、災害が発生し、又はその波及が予想される場合は、海上における船舶の安全を図るため、災害の状況並びに安全措置について、一般船舶に対し巡視船舶等の拡声器による放送、無線通信及び船舶電話等の手段により周知に努める。

(2) 沿岸住民等への周知

防災関係機関は、災害が発生し、沿岸住民及び施設等に波及し、又は波及することが予想される場合、人心の安定と施設の安全措置を図るため、防災行政無線、広報車等の手段により周知に努める。

6 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

具体的な内容等については、一般災害対策編第2部第2章第9節「緊急輸送」を準用する。

第2章 鉄道事故対策

列車の衝突等による多数の死傷者の発生といった大規模な鉄道災害に対し、市をはじめとする防災関係機関がとるべき対策を定める。

第1節 予防対策〔実施責任者：全部〕

第1 情報の収集・連絡手段の整備等

1 情報通信手段の整備

- (1) 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制を整備する。
- (2) 災害時における緊急連絡体制を確保するため、平常時から通信設備の整備、充実に努める。

具体的な内容等については、一般災害対策編第1部第2章第2節「通信・広報体制（機器等）の整備」を準用する。

2 防災組織の整備

- (1) 応急活動実施体制の整備
- (2) 防災組織相互の連携体制の整備
- (3) 広域応援体制の整備

具体的な内容等については、一般災害対策編第1部第2章第1節「防災組織の整備」を準用する。

3 医療活動体制の整備

具体的な内容等については、一般災害対策編第1部第2章第9節「医療体制の整備」を準用する。

4 緊急輸送活動の整備

具体的な内容等については、一般災害対策編第1部第2章第7節「交通確保体制の整備」を準用する。

5 防災訓練の実施

- (1) 鉄軌道事業者は、事故災害の発生を想定した情報伝達訓練を実施するよう努めるとともに、警察、消防をはじめとする県及び市の防災訓練に積極的に参加する。
- (2) 鉄軌道事業者と防災関係機関は、相互に連携した訓練を実施する。
- (3) 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じて体制等の改善を行う。

第2節 応急対策〔実施責任者：全部〕

第1 活動体制

1 通信連絡体制

事故情報及び応急措置の連絡指示並びに被害状況の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話、鉄道電話を利用するとともに消防、警察、鹿児島県等関係機関との連絡を密にする。

2 被害情報等の連絡

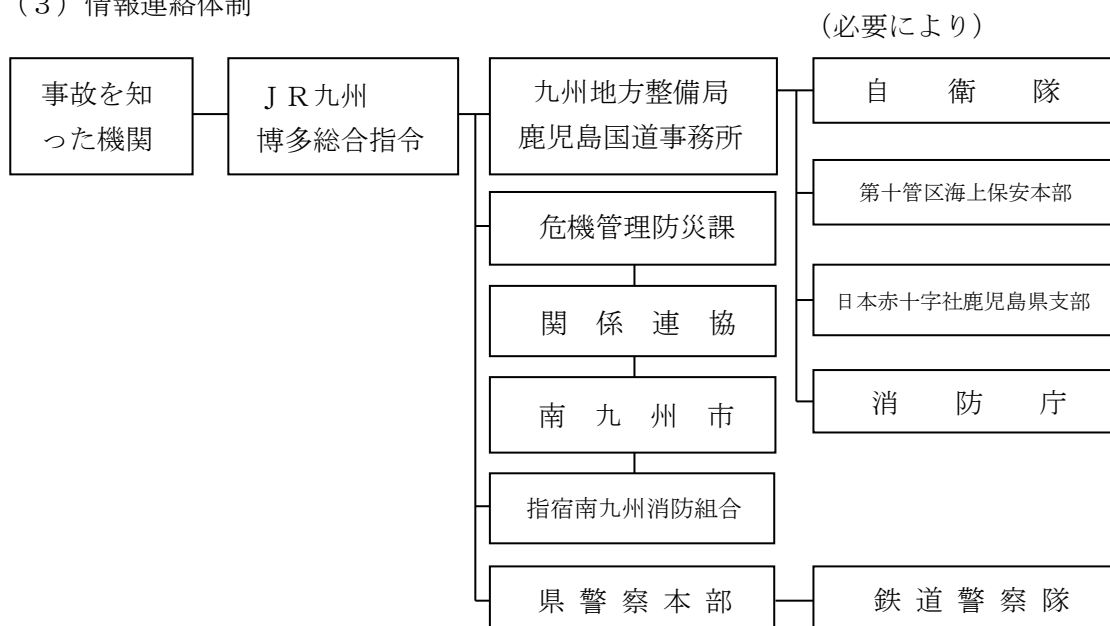
(1) 鉄道事業者

大規模な鉄道災害が発生した場合、速やかに国、県、消防及び警察に事故の状況、被害の状況等を連絡するものとする。

(2) 市から県への報告

市は、市の区域内に被害が発生したときは、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの被害情報を県に報告する。

(3) 情報連絡体制



3 消火活動

消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

4 広域的な応援体制

具体的な内容等については、一般災害対策編第2部第1章第4節「広域応援体制」を準用する。

5 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送体制

具体的な内容等については、一般災害対策編第2部第2章第9節「緊急輸送」を準用する。

第3章 道路事故対策

道路構造物の被災等による多数の死傷者の発生といった大規模な道路災害に対し、市をはじめとする防災関係機関がとるべき対策を定める。

第1節 予防対策〔実施責任者：建設課〕

第1 道路施設の整備

道路は、災害時の消防、救出、避難、医療、救援活動の際、重要な交通手段・輸送経路の役割を果たすことになるため、国、県、市等の各道路管理者は、既存道路施設等の安全化を基本に、以下の防災、耐震対策等に努める。

1 所管道路の防災対策工事

道路機能を確保するため、所管道路については、道路防災総点検等に基づき、対策が必要な箇所について、法面の補強等の防災対策工事を実施する。

2 トンネルの補強

トンネルの交通機能の確保のため、所管トンネルについて安全点検調査を実施し、補強対策工事が必要であると指摘された箇所について、トンネルの補強を実施する。

第2 緊急輸送道路ネットワークの形成

風水害等の災害時に、救助、救急、医療、消防活動に要する人員や、救援物資等の輸送活動を円滑かつ確実に実施するため、道路はネットワークとして機能することが重要である。

このため、道路管理者においては、防災拠点間（又は、防災拠点へのアクセス道路）について、多重化、代替性を考慮した緊急輸送道路ネットワークを形成し、これらの道路の拡幅、バイパスの整備等、防災対策を推進する。

第3 道路警戒用資機材の整備

道路管理者は、事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、災害時の緊急輸送路としての機能を確保できるよう、レッカー車、クレーン車、工作車等の道路警戒用資機材の確保の体制を整える。

第4 情報の収集・連絡手段の整備等

- 1 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制を整備する。

- 2 災害時における緊急連絡体制を確保するため、平常時から通信設備の整備，充実に努める。

具体的な内容等については，一般災害対策編第1部第2章第2節「通信・広報体制（機器等）の整備」を準用する。

第5 防災組織の整備

- 1 応急活動実施体制の整備
- 2 防災組織相互の連携体制の整備
- 3 広域応援体制の整備

具体的な内容等については，一般災害対策編第1部第2章第1節「防災組織の整備」を準用する。

第6 防災訓練の実施

- 1 事故発生時，機関相互の連携が的確になされるよう，防災訓練を実施する。
- 2 訓練後には評価を行い，課題等を明らかにし，必要に応じ体制等の改善を行う。

第2節 応急対策〔実施責任者：全部〕

第1 活動体制

1 事故災害復旧対策本部等の設置

大規模なトンネル火災事故等が発生した場合、道路管理者は、人命及び施設の安全確保と輸送の確保を行うため、必要に応じて事故災害復旧対策本部等を設置する。

2 通信連絡体制

各道路管理者は、事故情報及び応急措置の連絡指示並びに被害状況の収集等の通信連絡体制を整えるとともに、消防、警察関係機関との連絡を密にする。

3 被害情報等の報告

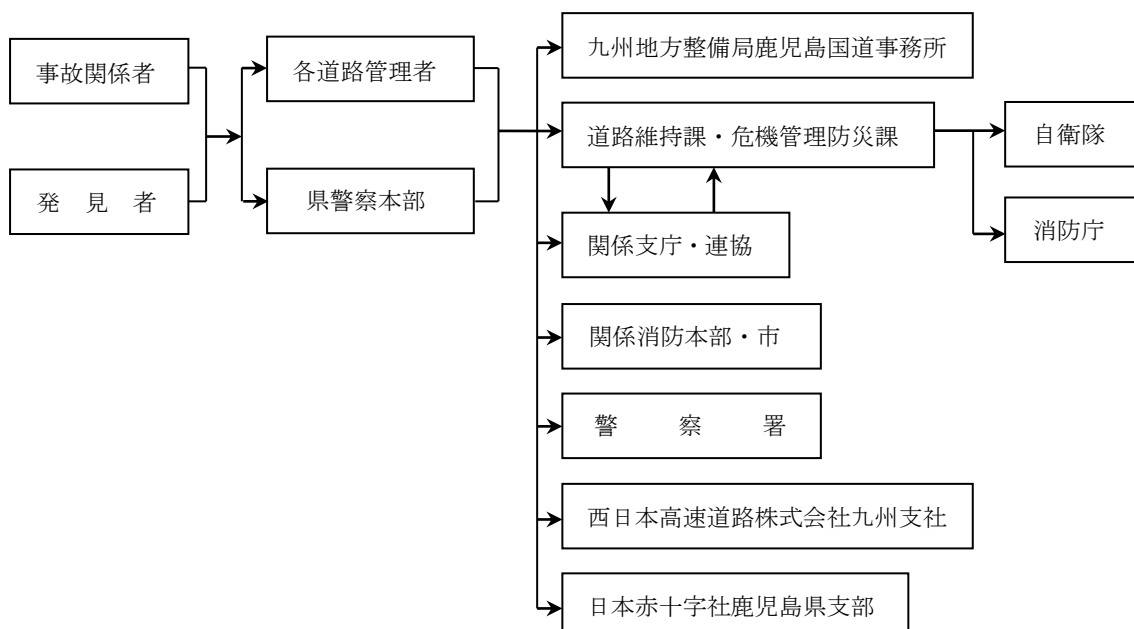
(1) 道路管理者

大規模な道路災害が発生した場合、速やかに国、県、消防及び警察に事故の状況、被害の状況等を連絡するものとする。

(2) 市

市は、市区域内に被害が発生したときは、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの被害情報を県に報告する。

事故通報連絡図



第2 発生時の初動体制

1 救助・救急

道路管理者は、事故が発生した場合は、人命の救助・救急を最優先とし、消防、警察等関係機関と人命救助・救急活動を支援する。

2 交通規制

道路管理者は、事故が発生した場合は、二次災害の防止及び施設の安全確保と輸送の確保を行うために、必要に応じて交通規制を行う。

また、道路管理者は、道路の交通規制の措置を講じた場合には、関係機関や道路交通情報センターに連絡し、一般住民等への情報提供を行うとともに、迂回路等の案内表示を行い交通障害の解消に努める。

具体的な内容等については、一般災害対策編第2部第2章第8節「交通確保・規制」を準用する。

第3 広域的な応援体制

具体的な内容等については、一般災害対策編第2部第1章第4節「広域応援体制」を準用する。

第4 避難誘導

道路管理者は、事故が発生した場合は、二次災害の防止及び施設の安全確保と輸送の確保を行うため、消防、警察等関係機関との連携を密にし、歩行者、運転車等の避難誘導を行う。

第5 被災者関係者等へ迅速な情報の提供等

道路管理者は、被災者の家族等に対して事故災害及び救出作業に係る情報を可能な限り提供する。

第6 復旧活動

道路管理者は、事故が発生した場合は、輸送の確保を行うため速やかに復旧活動を行うものとする。

第4章 危険物等災害対策

石油類等の危険物、高圧ガス、火薬類、電気、毒物劇物の漏えい、流出、火災、爆発、飛散等による多数の死傷者等の発生といった大規模な危険物等災害に対し、市をはじめとする防災関係機関がとるべき対策を定める。

第1節 予防対策〔実施責任者：消防組合〕

第1 危険物等災害の防止

1 危険物の災害防止

(1) 危険物施設等の保安監督・指導

市は、消防法の規制を受ける危険物施設等の所有者、管理者等に対し、自主防災体制の確立、保安員の適正な配置及び危険物取扱従事者等に対する教育を計画的に実施するよう指導し、当該危険物施設等に対する保安の確保に努めさせるとともに、消防法の規定による立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

(2) 危険物災害の防止対策の実施方策

危険物による災害防止のため、市長は、消防法に基づき、次の予防措置を講ずるものとする。

ア 立入検査等の実施

(ア) 危険物施設の施工又は完成時に検査を実施する。

(イ) 危険物の施設の定期的保安検査を実施する。

(ウ) 危険物の運搬、移送中の事故防止を図るため、路上検査を実施する。

イ 定期的自主検査の指導

危険物施設の所有者、管理者又は占有者に対し、法の規定に基づく定期的自主検査の実施を指導する。

ウ 危険物取扱者への保安教育等の実施

危険物施設に従事している危険物取扱者に対し、取扱作業の保安に関する講習を実施する。

エ 事業所における保安教育等の実施

ウによる講習のほか、事業所が自ら予防規定を策定し、従業員に対する保安教育や、災害時の措置等を徹底させるよう指導する。

オ 消費者保安対策

セルフ式給油取扱所等、消費者が直接危険物を取り扱う場合の保安対策として、その取扱方法、注意事項等の周知徹底を図る。

2 高圧ガス施設の災害防止

市は、県の行う高圧ガスによる災害防止のための予防措置を推進する。

3 火薬類等の災害防止

市は、県の行う火薬類取締法等による災害防止のための予防措置を推進する。

4 電気工作物及び電気用品の災害防止

電気による出火及び災害防止のため、電気工作物に関する規制については、電気事業法、その他の電気関係諸法令で規制されているが、これらの法規に基づき、次のような電気保安対策を強化する。

- (1) 電気事業者は、施設全般にわたる電気工作物の点検・測定状況等を把握し、適切な措置をする。
- (2) 自家用電気工作物施設者は、保安体制の確立を図り事故を未然に防止する。
- (3) 住宅等における一般用電気工作物は、電気事業者が行う定期調査結果による不良電気工作物の適正化を図る。

5 毒物劇物災害の防止

市は、県の行う毒物及び劇物取締法等に基づく予防措置を推進する。

第2 災害応急対策への備え

1 災害情報の収集・連絡手段の整備等

- (1) 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制を整備する。
- (2) 災害時における緊急連絡体制を確保するため、平常時から通信設備の整備、充実に努める。

具体的な内容等については、一般災害対策編第1部第2章第2節「通信・広報体制（機器等）の整備」を準用する。

2 防災組織の整備

- (1) 応急活動実施体制の整備
- (2) 防災組織相互の連携体制の整備
- (3) 広域応援体制の整備

具体的な内容等については、一般災害対策編第1部第2章第1節「防災組織の整備」を準用する。

3 救助・救急、医療及び消火活動の整備

- (1) 救助・救急活動の整備

具体的な内容等については、一般災害対策編第1部第2章第6節「救助・救急体制の整備」を準用する。

- (2) 医療活動の整備

具体的な内容等については、一般災害対策編第1部第2章第9節「医療体制の整備」を準用する。

- (3) 消火活動の整備

具体的な内容等については、一般災害対策編第1部第2章第4節「消防体制の整備」

を準用する。

4 緊急輸送活動の整備

具体的な内容等については、一般災害対策編第1部第2章第7節「交通確保体制の整備」を準用する。

5 避難活動の整備

具体的な内容等については、一般災害対策編第1部第2章第5節「避難体制の整備」を準用する。

6 防災訓練の実施

- (1) 事故発生時、機関相互の連携が的確になされるよう、防災訓練を実施する。
- (2) 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第2節 応急対策〔実施責任者：消防組合〕

第1 危険物等の対策

危険物等取扱機関の管理者等は、関係法令により定められた災害予防規定及び従事者に対する保安教育計画等によるほか、次により災害時における保安対策を実施する。

1 石油の保安対策

危険物施設等の管理者の措置は、危険物施設の種類、取扱い貯蔵する危険物の種類及び災害の種類規模等によって異なるが、おおむね次の区分に応じて措置する。

(1) 災害が発生するおそれのある場合の措置

- ア 情報及び警報等を確実に把握する。
- イ 消防施設（ここでいう消防施設とは、各種災害に対処できる全ての設備をいう。）の点検整備をする。
- ウ 施設内の警戒を厳重にする。
- エ 危険物の集荷の中止、移動搬出の準備、浮上、流出、転倒の防止及び防油堤の措置をとる。

(2) 災害発生の場合の措置

- ア 消防機関及びその他の関係機関への通報
- イ 消防設備（(1)のイ）を使用し災害の防除に努める。
- ウ 危険物施設等における詰替、運搬等の取扱いを禁止し、災害の拡大誘発の防止に努める。
- エ 消防機関及びその他関係機関を迅速に誘導し、災害の防除に努める。
- オ 災害の拡大に伴って、付近の状況等により、避難等の処理をなし、被害を最小限度に抑えるように努める。

2 高圧ガスの保安対策（液化石油ガスについては、第2部 第4章 第2節も参照のこと）

施設の管理者は、現場の消防・警察等と連絡を密にして速やかに次の措置を講ずる。

(1) 災害事故の急報及び現場措置

- ア 通報
事故の当事者、又は発見者等は、事故の大小にかかわらず、事故発生を最寄りの消防、警察に通報する。連絡を受けた消防、警察は、事故現場に出動するとともに、以下に示す「通報系統図」により関係先に連絡する。

- イ 現場緊急措置

それぞれのガスの性質に応じた措置を行い、必要に応じて次の対策を行う。

- (ア) 初期消火、漏洩閉止等の作業
- (イ) 付近住民への通報
- (ウ) 二次災害防止措置（火気の使用停止、ガス容器の撤去、退避、交通制限等）
- (エ) その他必要な措置（消火、除害、医療、救護）

- ウ 防災事業所

通報及び出動要請を受けた場合は、直ちに現場に出動し、消防、警察等の防災活

動に対し協力助言を行う。

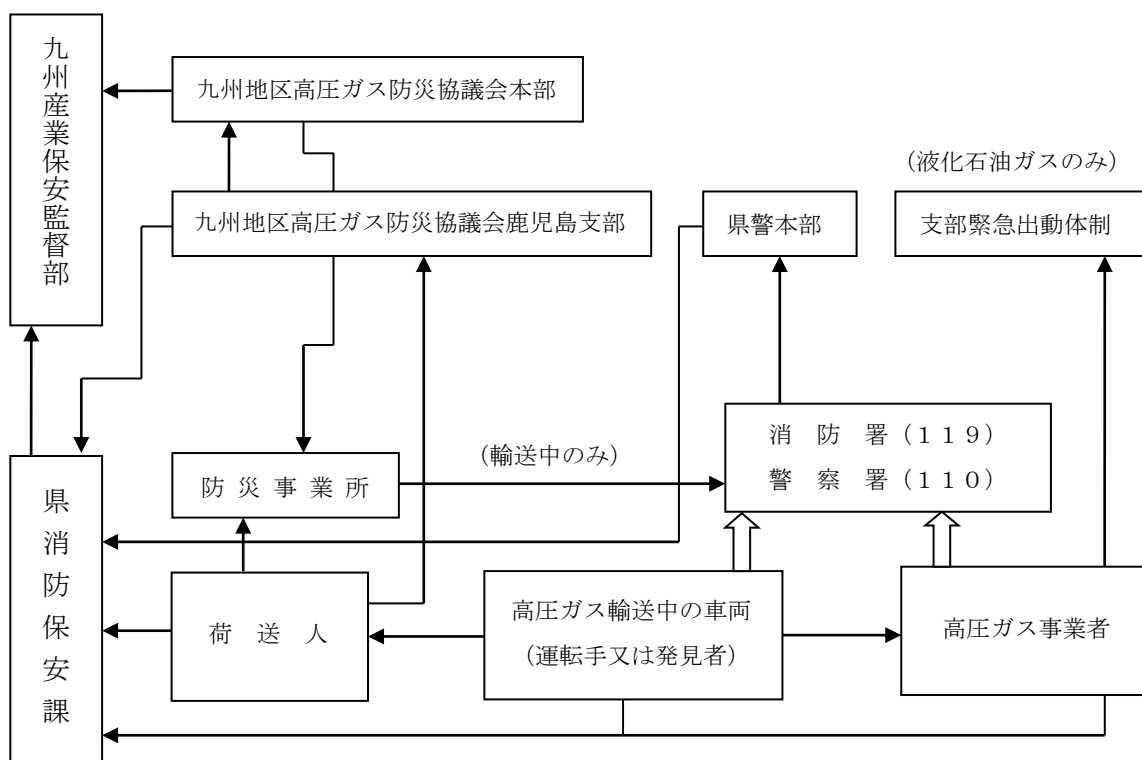
(2) 通報の内容

(3) の通報系統図に基づき通報するときの内容は、次のとおりである。

- ア 事故発生場所・日時
- イ 現場（通報時の実情及びとっている措置）
- ウ 被害の状況
- エ 原因となったガス名
- オ 応援の要請，その他必要事項

(3) 通報系統

高圧ガス災害発生時の通報系統図



〔注1〕 防災事業所とは，九州地区高圧ガス防災協議会が指定している県内の応援高圧ガス事業所をいう。

〔注2〕 ◀ は通報， ← は連絡

3 火薬類の保安対策

施設の管理者は，現場の消防，警察等と連絡を密にし，速やかに次の措置を講ずる。

- (1) 保管又は貯蔵中の火薬類を安全地域に移す余裕のある場合は，速やかにこれを安全な場所に移し，見張人をつけて，関係者以外の者が近づくことを禁止する。
- (2) 道路が危険であるか，又は搬送の余裕がない場合には，火薬類を付近の水槽等の水中に沈める等安全な措置を講ずる。
- (3) 搬出の余裕がない場合には，火薬庫にあっては，入口，窓等を目塗土等で完全に密閉し，木部には注水等の防火措置を講じ，かつ，必要に応じて住民に避難するよう警告する。

4 電気の保安対策

台風、火災、その他の非常災害時には、支持物の倒壊、電線の断線等の事態が発生するおそれがあるので次のような措置を行い危険箇所の早期発見に努める。

- (1) 災害発生時は直ちに電気工作物の非常巡視を行い、危険箇所の早期発見に努める。
- (2) 危険箇所を発見した場合には、直ちに送電を中止するよう電気設備の施設関係者に連絡し、公衆に対する危険の標示、接近防止の措置を行う。
- (3) 出火のあった場合は、直ちに現場に急行し、現場の警察、消防関係者と緊密に連絡し、近傍電気工作物の監視を行うとともに、必要に応じ電気設備の施設者に対する送電の停止、又は電気工作物の撤去等危険防止の措置を速やかに行うよう警告する。

5 毒物劇物の災害応急対策

毒物劇物取扱い施設が、災害により被害を受け、毒物劇物が飛散、漏洩又は地下に浸透し、保健衛生上危害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、速やかに次の措置を講ずる。

- (1) 施設等の管理責任者は、危険防止のための応急措置を講ずるとともに、保健所、警察署及び消防署に届け出る。
- (2) 県は、警察、消防等の関係機関と連携し、広報活動等の必要な措置を講ずる。

第2 活動体制の確立

具体的な内容等については、一般災害対策編第2部第1章第1節「応急活動体制の確立」を準用する。

第3 広域的な応援体制の整備

具体的な内容等については、一般災害対策編第2部第1章第4節「広域応援体制」を準用する。

第4 被害情報の報告

1 事業者

大規模な危険物等災害が発生した場合、事業者は被害の状況、応急対策の活動体制等を速やかに県、消防、警察及び防災関係機関に連絡するものとする。

2 市

市は、市区域内に被害が発生したときは、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの被害情報を県に報告する。

第5 救助・救急，医療及び消火活動の整備

1 救助・救急活動の整備

具体的な内容等については，一般災害対策編第2部第2章第7節「救助・救急」を準用する。

2 医療活動の整備

具体的な内容等については，一般災害対策編第2部第2章第10節「緊急医療」を準用する。

3 消火活動の整備

具体的な内容等については，一般災害対策編第2部第2章第5節「消防活動」を準用する。

第6 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

具体的な内容等については，一般災害対策編第2部第2章第9節「緊急輸送」を準用する。

第7 避難収容活動

1 避難誘導の実施

具体的な内容等については，一般災害対策編第2部第2章第6節「避難の勧告・指示，誘導」を準用する。

2 指定緊急避難場所

具体的な内容等については，一般災害対策編第2部第3章第1節「指定避難所の運営」を準用する。

3 災害時要援護者への配慮

具体的な内容等については，一般災害対策編第2部第2章第11節「要配慮者への緊急支援」を準用する。

第8 被災者等への的確な情報伝達活動

具体的な内容等については，一般災害対策編第2部第2章第3節「広報」を準用する。

第5章 林野火災対策

火災による広範囲にわたる林野の焼失等といった林野火災に対し、市をはじめとする防災関係機関がとるべき対策を定める。

第1節 予防対策〔実施責任者：消防組合・耕地林務課〕

第1 広報活動の充実

市（消防組合）及び国、県は、森林所有者、林業労働者、付近住民及び森林レクリエーション等の森林利用者等を対象に広報活動を実施することとし、立看板・防火標識の設置やテレビ・ラジオによる広報等有効な手段を通じて、林野火災予防思想の普及、啓発に努める。

第2 予防体制の強化

- (1) 市は、乾燥・強風等の気象状況に留意し、森林法に基づく火入れの規制を適切に行う。また、気象状況等が、火災予防上危険であると認めるときは、地区住民及び入山者に対し火災に関する警報の発令及び周知等必要な措置を講ずる。
- (2) 森林所有者、地域の林業関係団体は、自主的な森林保全管理活動を推進するよう努めるものとする。

第3 防災組織の育成

市等防災関係機関は、森林所有者による自主的な予防活動の組織を育成強化するものとする。

第4 予防施設、防災資機材の整備

市は、林野火災用消防水利及び消防施設の整備に努めるものとする。

第5 情報の収集・連絡手段の整備等

- (1) 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制を整備する。
- (2) 災害時における緊急連絡体制を確保するため、平常時から通信設備の整備、充実に努める。

具体的な内容等については、一般災害対策編第1部第2章第2節「通信・広報体制（機器等）の整備」を準用する。

第6 防災組織の整備

- (1) 応急活動実施体制の整備
- (2) 防災組織相互の連携体制の整備
- (3) 広域応援体制の整備

具体的な内容等については、一般災害対策編第1部第2章第1節「防災組織の整備」を準用する。

第7 緊急輸送活動の整備

具体的な内容等については、一般災害対策編第1部第2章第7節「交通確保体制の整備」を準用する。

第8 避難活動の整備

具体的な内容等については、一般災害対策編第1部第2章第5節「避難体制の整備」を準用する。

第9 防災訓練の実施

- (1) 事故発生時、機関相互の連携が的確になされるよう、防災訓練を実施する。
- (2) 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第2節 応急対策〔実施責任者：防災安全課・消防組合〕

第1 活動体制

1 現場指揮本部等の設置

市は、火災を覚知した時は、現場指揮本部を設置し、関係機関と連携して防ぎよにあたるとともに、状況把握を的確に行い、延焼拡大等を考慮した上、隣接市等への応援要請の準備を行う。

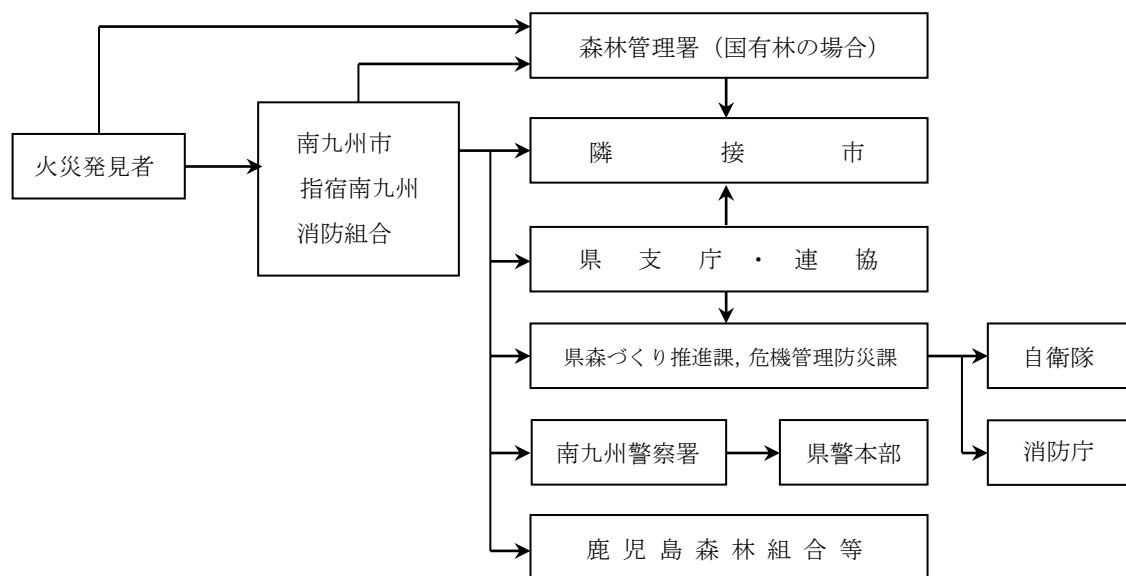
2 空中消火体制

市は、消防機関等の地上隊による消火が困難と判断するときは、県に対して消防・防災ヘリコプターの派遣要請をする等、空中消火体制をとる。

3 通信連絡体制

市は、火災を発見した者等から通報を受けた場合は、速やかに、県、隣接市、関係機関等に通報する。また、市は、森林管理署、県等と相互に情報交換等を行う。

林野火災通報連絡図



4 災害情報の収集・連絡体制の整備

具体的な内容等については、一般災害対策編第2部第2章第2節「災害情報・被害情報の収集・伝達」を準用する。

第2 関係機関の業務分担

関係機関の業務分担は、おおむね次のとおりである。

関係機関	実施事項
各森林管理署	<ul style="list-style-type: none"> (1) 国有林に係る火災対策の総括的な業務 (2) 国有林に係る火災の関係機関への情報伝達 (3) 国有林に係る火災の関係機関への協力要請 (4) 国有林内への立入り制限，火の使用制限等 (5) 国有林に係る火災関係情報の広報
南九州市 指宿南九州消防組合	<ul style="list-style-type: none"> (1) 火災対策の総括的な業務 (2) 救難及び捜索，消火・延焼防止作業 (3) 関係機関への情報伝達 (4) 関係機関への協力要請 (5) 立入り制限，火の使用制限等 (6) 火災関係情報の広報 (7) 指定避難所の設置及び運営 (8) 広域応援
第十管区海上保安本部	<ul style="list-style-type: none"> (1) 被害規模に関する総括的な情報等の連絡 (2) 救護班の緊急輸送
陸上自衛隊第12普通科連隊	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害状況等情報の収集，通報 (2) 救難及び捜索，消火・延焼防止作業 (3) 防災資機材の輸送 (4) 付近住民の避難に必要な支援
海上自衛隊第1航空群	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害状況等情報の収集，通報 (2) 避難及び捜索，消火・延焼防止作業 (3) 防災資機材の海上輸送
鹿児島県	<ul style="list-style-type: none"> (1) 関係市町村に対する情報の伝達及び応急対策上必要な指示 (2) 消防・防災ヘリコプターによる空中消火，避難誘導等 (3) 応援要請 (4) 被害状況の取りまとめ
鹿児島県警察本部	<ul style="list-style-type: none"> (1) 警備活動 (2) 災害状況等情報の収集 (3) 救出救助活動 (4) 立入禁止区域の設定等
鹿児島県医師会	<ul style="list-style-type: none"> 負傷者の収容並びに手当

第3 広域的な応援体制の整備

具体的な内容等については、一般災害対策編第2部第1章第4節「広域応援体制」を準用する。

第4 救助・救急，医療及び消火活動の整備

1 救助・救急活動の整備

具体的な内容等については、一般災害対策編第2部第2章第7節「救助・救急」を準用する。

2 医療活動の整備

具体的な内容等については、一般災害対策編第2部第2章第10節「緊急医療」を準用する。

3 消火活動の整備

具体的な内容等については、一般災害対策編第2部第2章第5節「消防活動」を準用する。

第5 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動の整備

具体的な内容等については、一般災害対策編第2部第2章第9節「緊急輸送」を準用する。

第6 避難収容活動の整備

1 避難誘導の実施

具体的な内容等については、一般災害対策編第2部第2章第6節「避難の勧告・指示，誘導」を準用する。

2 指定緊急避難場所

具体的な内容等については、一般災害対策編第2部第3章第1節「指定避難所の運営」を準用する。

3 災害時要援護者への配慮

具体的な内容等については、一般災害対策編第2部第2章第11節「要配慮者への緊急支援」を準用する。

第7 被災者等への的確な情報伝達活動の整備

具体的な内容等については、一般災害対策編第2部第2章第3節「広報」を準用する。

第8 施設設備の応急復旧及び二次災害の防止活動

- 1 市、県及び関係機関は、それぞれの所管する施設・設備の緊急点検を実施し、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行う。
- 2 市、国及び県は、林野火災により荒廃した地域の下流域において、降雨等による土砂災害等、二次災害の危険性について点検を実施するとともに、緊急性の高い箇所については、応急対策を行う。